



＼稲沢市に居住し、市内中小企業等に就職した方へ／

最大36万円

奨学金の返還をサポートします！

制度概要

稲沢市内の中小企業等における人材確保及び市内への移住・定住の促進を目的としています。大学等卒業後、市内中小企業等に就職する方で、稲沢市に定住し、奨学金の返還を行う方を支援する制度です。

⇒対象となる方

- ・在学中に貸与を受けた奨学金の返還中の方
- ・稲沢市に住所があり、継続して3年以上定住する意思がある方
- ・大学等を卒業し、35歳未満の方
- ・令和6年4月1日以降、市内中小企業等に雇用期間の定めがなく正規雇用で就職した方
- ・市税納付、奨学金返還を滞納なく行っている方
- ・他の奨学金返還支援制度を利用していない方
- ・出向等による一時的な居住でない方

⇒補助金額

1年度当たりの補助金額は、
各月の返還額の合計×1/2
(上限12万円、千円未満切り捨て)

⇒補助対象期間

最大36か月
奨学金の返還が開始する日の属する月から
・36月に達する月
又は
・奨学金の返還が終了する日の属する月
※いずれか早い月までとなります。

問合せ先

稲沢市経済環境部商工観光課
(〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地)
TEL : 0587-32-1332
Mail : shoko@city.inazawa.aichi.jp

HP



詳しい内容はこちらから

<申請の流れ>

① 登録申請を行う

補助金を受けるためには、**必ず補助対象者としての登録が必要**となります。（1人につき1回限り）

交付基準日から**3カ月以内**に登録申請を行ってください。

② 登録決定を受ける

登録が決定すると、通知書を送付いたします。

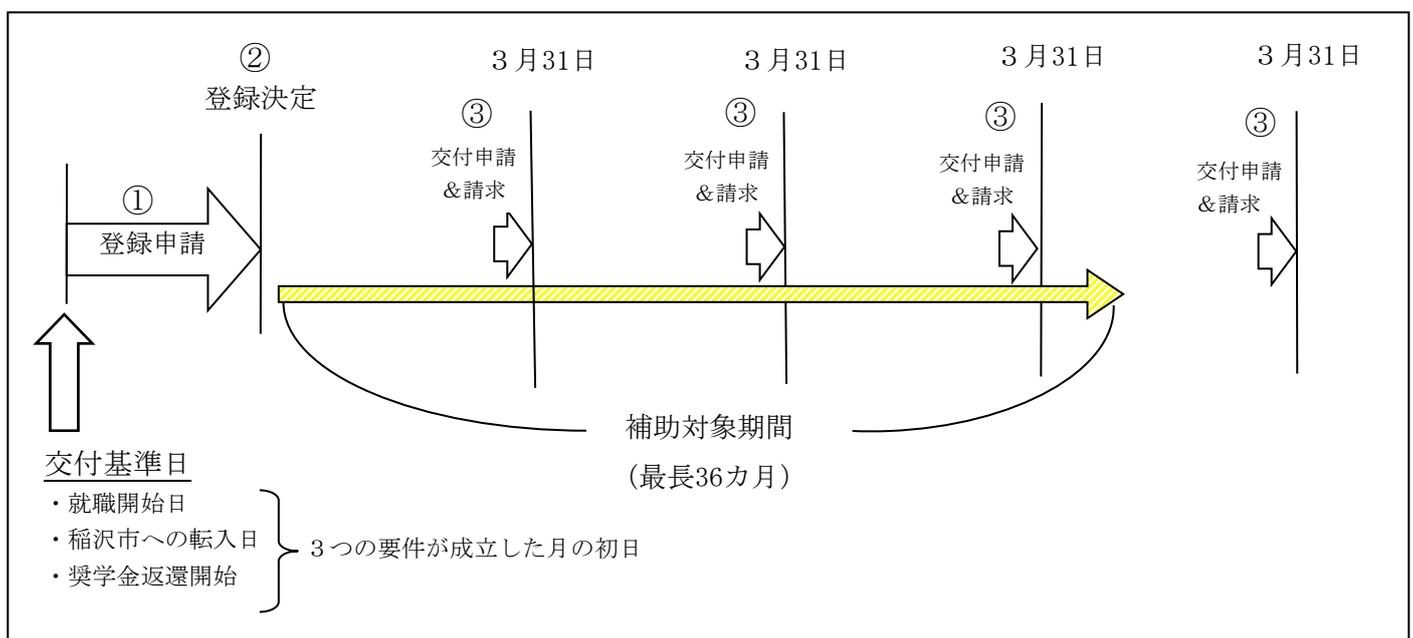
③ 交付申請と請求を行う

補助金の交付申請と請求を行います。

補助金は単年度ごとで、当該年度中に支払った奨学金返還額に基づき支払われます。

※申請を受ける毎年度末（3月31日）までに交付申請書兼請求書を提出してください。

<全体のイメージ>



奨学金返還支援補助事業についてQ&A

<p>Q) 就職前から稲沢市に住んでいる場合、就職を機に稲沢市に居住することになった場合、どちらとも対象となりますか。</p> <p>A) どちらも対象となります。</p>	<p>Q) 令和6年4月1日以前に市内中小企業に働いている場合にも対象となりますか。</p> <p>A) 対象となりません。令和6年4月1日以降に市内中小企業等に働き始めた方を対象としています。</p>
<p>Q) 対象となる奨学金はなんですか。</p> <p>A) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金を想定しています。また、本人が借用しており、返済免除のない奨学金の貸与を受けている場合は、市役所商工観光課までご相談ください。</p>	<p>Q) 市内中小企業等とはなんですか。</p> <p>A) 稲沢市に所在する本社、支社、支店、工場若しくは事業所又は本市に所在する本社が他市町村に有する支社、支店、工場若しくは事業所が対象です。</p> <p>詳しい規定については、稲沢市ホームページ、要綱をご確認ください。</p>

必要書類、詳細については、ホームページ等でご確認ください。